

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

都市政策部長 氏名 田村 敏哉 内線 (TEL) 2800



【 表 題 】

損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について

【 目 的 】

公用車の運転中に発生した事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したことを報告するものです。

【 概 要 】

1 公用車の運転中に発生した事故による損害賠償表

	専決処分日	損害賠償額 (損害額)	過失割合	事故概要
1	令和5年 6月16日	物的損害賠償額 100,353 円 (100,353 円)	10割	令和4年1月25日午前11時00分頃、太田市藤阿久町943番地4付近の市道において、職員の運転する公用車が対向車を避けたところ、不注視により民家の塀に衝突し、当該塀が破損したことにより、その所有者である相手方に損害を与えたものである。

2 本件に関し、市と相手方との間には、上表に記載のほか、一切の債権債務関係がないことを相互に確認しました。

3 損害賠償の支払い

損害賠償表における物的損害については、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社にて対応しました。

4 その他

地方自治法第180条第2項の規定により、令和5年7月委員会協議会あてに報告します。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 都市政策部 道路保全課 応急工事係 内線1111 32-3491 ダイヤル